

平成20年7月18日
公立大学法人首都大学東京

教員の懲戒処分について

公立大学法人首都大学東京は、本日、教員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

【研究費の不正使用事故】

1 事故者

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
都市教養学部	教授	57	男性	停職10日
都市教養学部	准教授	43	男性	戒告

2 事故の概要

- 事故者（教授）は、企業からの特定研究寄附金を財源とする研究費を用いて、自身のゼミの学生を勤務実態が伴わないにもかかわらず、アルバイト雇用したこととし、当該支払賃金の一部を学生から還流させ、研究室の経費として使用していた。（平成19年度確認済支払賃金総額 459,680円）
- 一方、事故者（准教授）は、事故者（教授）の指示を受け、上記の行為の一部に関与していたものである。
- 還流された資金は、学会に参加する学生の旅費補助、外国論文別刷代金、国際会議参加登録料等に使用されており、いわゆる私的流用は確認されなかった。
- なお、不正に使用された研究費については、全額法人に対して返金済である。

3 発令年月日

平成20年7月18日

問い合わせ先

公立大学法人首都大学東京

経営企画室広報担当

総務部人事課

連絡先（直通 03-5320-7080）